

鳥 取 労 働 局 発 表
令和4年1月28日（金）

担 当	職業安定部・職業対策課
	職業対策課課長 君野 雄
	地方雇用開発担当官 竹中 将彰
	TEL 0857-29-1708

鳥取労働局における「外国人雇用状況」届出状況の集計結果 (令和3年10月末現在)

～ コロナの感染予防による入国制限の影響により8年ぶりに減少 ～

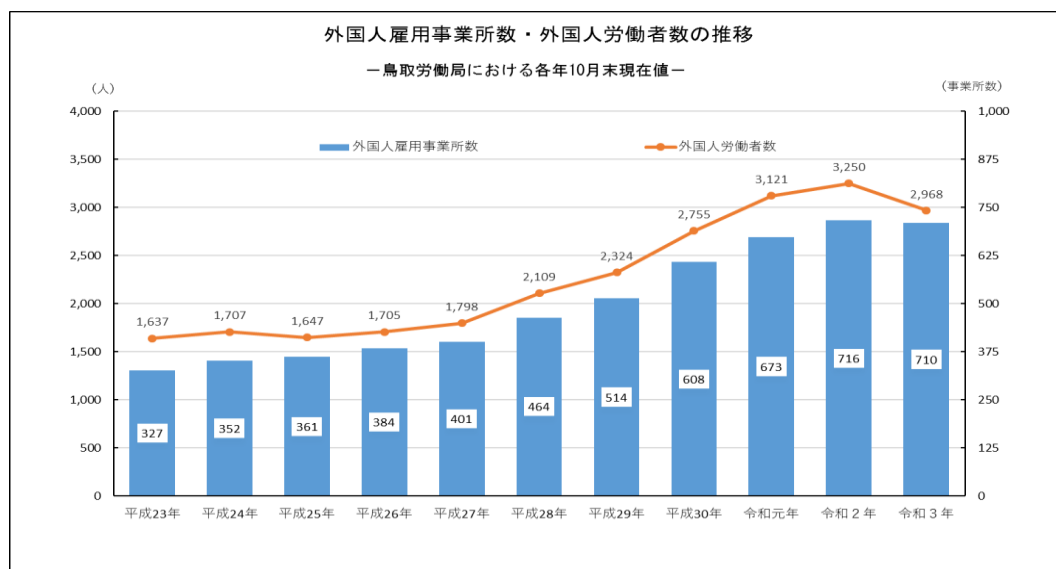
鳥取労働局（局長 ^{いしだ さとし} 石田 聡）は、令和3年10月末現在の外国人雇用状況についての届出状況と
りまとめましたので公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法第28条に基づき、外国人労働者の雇用管理の改
善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主は、外国人労働者の雇入れ又は離職時に、氏名、在留
資格、在留期間などを確認し、厚生労働省（公共職業安定所）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を
除く。）であり、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況におけるポイント】

- 鳥取県内の事業主から届出のあった外国人労働者数は2,968人で、前年同期比282人、8.7%の
減少（平成25年以来8年ぶりの減少）となりました。
- 外国人を雇用する事業所数は710か所で、前年同期比6か所、0.8%の減少となりました。
- 産業別の事業所数は、製造業が201か所（外国人雇用事業所全体の28.3%）と最も多く、次い
で卸売業・小売業が104か所（同14.6%）、宿泊業・飲食サービス業が87か所（同12.3%）で
あり、また、外国人労働者数では、製造業が1,484人（外国人労働者全体の50.0%）と半数を占
め、次いで卸売業・小売業が262人（同8.8%）、宿泊業・飲食サービス業が207人（同7.0%）
の順となりました。
- 事業所規模別による外国人雇用事業所数は、30人未満の事業所が341か所（外国人雇用事業所
全体の48.0%）と半数近くを占め、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く1,239人（外国人労働者全体の41.7%）。次いで中国539人（同
18.2%）、フィリピン420人（同14.2%）、インドネシア135人（同4.5%）の順となりました。
対前年伸び率で見ると、ネパール（56.8%）、フィリピン（1.0%）は増加しましたが、一方でベ
トナム（△7.5%）が減少に転じ、中国（△17.7%）は減少傾向が続いています。
- 在留資格別では、「技能実習」が1,493人で、前年同期比283人、△15.9%の減少（外国人労働
者全体の50.3%）となったものの、外国人労働者のほぼ半数を占め、永住者や定住者など「身分
に基づく在留資格」が695人で、前年同期比1人、0.1%の増加（同23.4%）、「専門的・技術的
分野の在留資格」は431人で、前年同期比22人、5.4%の増加（同14.5%）となりました。



(参照条文)

労働施策総合推進法

(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)〔抄〕

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。))その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

労働施策総合推進法施行規則

(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号)〔抄〕

(外国人雇用状況の届出事項等)

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

- 一 生年月日
- 二 性別
- 三 国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可(以下「資格外活動の許可」という。)を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。
- 五 住所
- 六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地
- 七 賃金その他の雇用状況に関する事項

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和３年10月末現在）

〔別表１〕国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

〔別表２〕産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

〔別表３〕在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

〔別表４〕国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

〔別表５〕事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

〔参考表〕外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の過去の推移

〔別表1〕 国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
総数	2,968	431 (14.5%)	210 (7.1%)	88 (3.0%)	1,493 (50.3%)	261 (8.8%)	236 (8.0%)	695 (23.4%)	476 (16.0%)	165 (5.6%)	5 (0.2%)	49 (1.7%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	539 [18.2%]	87 (16.1%)	55 (10.2%)	12 (2.2%)	197 (36.5%)	71 (13.2%)	61 (11.3%)	172 (31.9%)	106 (19.7%)	57 (10.6%)	1 (0.2%)	8 (1.5%)	0 (0.0%)
韓国	69 [2.3%]	21 (30.4%)	13 (18.8%)	2 (2.9%)	0 (0.0%)	5 (7.2%)	4 (5.8%)	41 (59.4%)	31 (44.9%)	10 (14.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
フィリピン	420 [14.2%]	21 (5.0%)	8 (1.9%)	0 (0.0%)	56 (13.3%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)	341 (81.2%)	251 (59.8%)	50 (11.9%)	4 (1.0%)	36 (8.6%)	0 (0.0%)
ベトナム	1,239 [41.7%]	97 (7.8%)	64 (5.2%)	53 (4.3%)	973 (78.5%)	95 (7.7%)	90 (7.3%)	21 (1.7%)	10 (0.8%)	10 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
ネパール	58 [2.0%]	18 (31.0%)	17 (29.3%)	5 (8.6%)	0 (0.0%)	33 (56.9%)	30 (51.7%)	2 (3.4%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	135 [4.5%]	7 (5.2%)	3 (2.2%)	5 (3.7%)	100 (74.1%)	14 (10.4%)	14 (10.4%)	9 (6.7%)	7 (5.2%)	2 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	16 [0.5%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (93.8%)	11 (68.8%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
ペルー	2 [0.1%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7等	154 [5.2%]	108 (70.1%)	27 (17.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	1 (0.6%)	44 (28.6%)	23 (14.9%)	20 (13.0%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	86 [2.9%]	66 (76.7%)	7 (8.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (23.3%)	12 (14.0%)	7 (8.1%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
うちイギリス	14 [0.5%]	6 (42.9%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (57.1%)	5 (35.7%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	336 [11.3%]	72 (21.4%)	23 (6.8%)	11 (3.3%)	166 (49.4%)	39 (11.6%)	34 (10.1%)	48 (14.3%)	34 (10.1%)	13 (3.9%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)

注1:〔 〕内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者数総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2:「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

注3:在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注4:在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注5:G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

【別表2】産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和3年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数	外国人労働者数	
		構成比	構成比
全産業計	710	21 [3.0]	87 [2.9]
A 農業、林業	25	0 [0.0]	86
うち 農業	24	0 [0.0]	85
B 漁業	26	0 [0.0]	45
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0 [0.0]	22
D 建設業	62	0 [0.0]	161
E 製造業	201	4 [2.0]	1,484
うち 食料品製造業	41	1 [2.4]	486
うち 飲料・たばこ・煙草製造業	4	1 [25.0]	9
うち 繊維工業	51	0 [0.0]	396
うち 金属製品製造業	11	0 [0.0]	34
うち 生産用機械器具製造業	5	0 [0.0]	17
うち 電気機械器具製造業	33	1 [3.0]	169
うち 輸送用機械器具製造業	8	0 [0.0]	53
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 [0.0]	0
G 情報通信業	10	0 [0.0]	37
H 運輸業、郵便業	15	1 [6.7]	43
I 卸売業、小売業	104	2 [1.9]	262
J 金融業、保険業	2	0 [0.0]	4
K 不動産業、物品賃貸業	4	0 [0.0]	6
L 学術研究、専門・技術サービス業	16	0 [0.0]	19
M 宿泊業、飲食サービス業	87	0 [0.0]	207
うち 宿泊業	30	0 [0.0]	65
うち 飲食店	57	0 [0.0]	142
N 生活関連サービス業、娯楽業	11	0 [0.0]	23
O 教育、学習支援業	40	0 [0.0]	171
P 医療、福祉	41	1 [2.4]	113
うち 医療業	15	0 [0.0]	28
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	26	1 [3.8]	85
Q 複合サービス事業	6	0 [0.0]	13
R サービス業（他に分類されないもの）	38	13 [34.2]	150
うち 自動車整備業	1	0 [0.0]	2
うち 職業紹介・労働者派遣業	7	7 [100.0]	31
うち その他のサービス業	25	6 [24.0]	90
S 公務（他に分類されるものを除く）	20	0 [0.0]	120
T 分類不能の産業	1	0 [0.0]	2

注1：産業分類は、平成25年10月改定の日標準産業分類に対応している。

注2：「うち派遣・調食事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・調食事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「うち派遣・調食労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・調食事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所数及び外国人労働者数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人、％）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
	人数	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総 数	2,968	161	5.4	1,484	50.0	37	1.2	262	8.8	207	7.0	171	5.8	113	3.8	150	5.1
①専門的・技術的分野の在留資格	431	8	1.9	93	21.6	25	5.8	20	4.6	52	12.1	73	16.9	5	1.2	19	4.4
うち技術・人文知識・国際業務	210	5	2.4	55	26.2	25	11.9	14	6.7	26	12.4	10	4.8	3	1.4	16	7.6
②特定活動	88	8	9.1	45	51.1	-	0.0	7	8.0	8	9.1	-	0.0	6	6.8	-	0.0
③技能実習	1,493	134	9.0	1,044	69.9	-	0.0	115	7.7	5	0.3	-	0.0	29	1.9	20	1.3
④資格外活動	261	2	0.8	19	7.3	8	3.1	60	23.0	99	37.9	44	16.9	11	4.2	11	4.2
うち留学	236	2	0.8	12	5.1	7	3.0	54	22.9	96	40.7	41	17.4	11	4.7	9	3.8
⑤身分に基づく在留資格	695	9	1.3	283	40.7	4	0.6	60	8.6	43	6.2	54	7.8	62	8.9	100	14.4
うち永住者	476	5	1.1	174	36.6	2	0.4	42	8.8	30	6.3	44	9.2	49	10.3	79	16.6
うち日本人の配偶者等	165	4	2.4	79	47.9	1	0.6	15	9.1	10	6.1	9	5.5	8	4.8	14	8.5
うち永住者の配偶者等	5	-	0.0	2	40.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	2	40.0
うち定住者	49	-	0.0	28	57.1	1	2.0	3	6.1	3	6.1	1	2.0	5	10.2	5	10.2
⑥不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1： 産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2： 「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

注3： 在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人、％）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
	うち派遣・請	構成比		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	2,968	87	2.9	161	5.4	1,484	50.0	37	1.2	262	8.8	207	7.0	171	5.8	113	3.8	150	5.1
中国 （香港、マカオを含む）	539	18	3.3	5	0.9	248	46.0	21	3.9	46	8.5	48	8.9	38	7.1	28	5.2	34	6.3
韓国	69	1	1.4	1	1.4	6	8.7	-	0.0	6	8.7	7	10.1	15	21.7	6	8.7	1	1.4
フィリピン	420	33	7.9	9	2.1	191	45.5	7	1.7	32	7.6	26	6.2	6	1.4	32	7.6	64	15.2
ベトナム	1,239	19	1.5	118	9.5	843	68.0	-	0.0	94	7.6	71	5.7	7	0.6	20	1.6	26	2.1
ネパール	58	1	1.7	-	0.0	5	8.6	1	1.7	10	17.2	30	51.7	-	0.0	2	3.4	5	8.6
インドネシア	135	-	0.0	11	8.1	38	28.1	-	0.0	7	5.2	6	4.4	5	3.7	15	11.1	-	0.0
ブラジル	16	2	12.5	-	0.0	4	25.0	1	6.3	4	25.0	-	0.0	-	0.0	1	6.3	2	12.5
ペルー	2	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	2	100.0	-	0.0
G7等	154	4	2.6	-	0.0	4	2.6	2	1.3	1	0.6	1	0.6	56	36.4	-	0.0	10	6.5
うちアメリカ	86	2	2.3	-	0.0	1	1.2	1	1.2	-	0.0	-	0.0	24	27.9	-	0.0	3	3.5
うちイギリス	14	2	14.3	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	10	71.4	-	0.0	2	14.3
その他	336	9	2.7	17	5.1	145	43.2	5	1.5	62	18.5	18	5.4	44	13.1	7	2.1	8	2.4

注1：産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

注3：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表5] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和3年10月末現在

（単位：所、人、％）

		事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの 外国人労働者数	
			うち派遣・請負事業所 【比率】			うち派遣・請負労働者 【比率】			うち派遣・ 請負労働者
全事業所規模計		710	21 [3.0]	100.0	2,968	87 [2.9]	100.0	4.2	4.1
事業所 労働者 数	30人未満	341	5 [1.5]	48.0	1,105	11 [1.0]	37.2	3.2	2.2
	30～99人	175	7 [4.0]	24.6	686	24 [3.5]	23.1	3.9	3.4
	100～499人	107	9 [8.4]	15.1	811	52 [6.4]	27.3	7.6	5.8
	500人以上	21	- [0.0]	3.0	265	- [0.0]	8.9	12.6	-
	不明	66	- [0.0]	9.3	101	- [0.0]	3.4	1.5	-

注1：「うち派遣・請負事業所【比率】」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者【比率】」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

（参考表）外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移（鳥取労働局）（令和元年～令和3年）

〔参考-1〕外国人雇用事業所数・外国人労働者数（総数）

（単位：所、人）

	令和元年 対前年増減率	令和2年 対前年増減率	令和3年 対前年増減率
事業所数	673 10.7%	716 6.4%	710 -0.8%
うち、派遣・請負	22 22.2%	22 0.0%	21 -4.5%
外国人労働者数	3,121 13.3%	3,250 4.1%	2,968 -8.7%
うち、派遣・請負	95 41.8%	95 0.0%	87 -8.4%

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末現在。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

〔参考-2〕 外国人雇用事業所数（産業別）

（単位：所）

	令和元年 対前年増減比		令和2年 対前年増減比		令和3年 対前年増減比	
事業所総数	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%
建設業	51	50.0%	58	13.7%	62	6.9%
製造業	199	-1.0%	202	1.5%	201	-0.5%
情報通信業	9	28.6%	10	11.1%	10	0.0%
卸売業、小売業	90	26.8%	104	15.6%	104	0.0%
宿泊業、飲食サービス業	72	30.9%	81	12.5%	87	7.4%
教育、学習支援業	40	5.3%	41	2.5%	40	-2.4%
医療、福祉	40	5.3%	45	12.5%	41	-8.9%
サービス業（他に分類されないもの）	39	14.7%	38	-2.6%	38	0.0%
その他	133	2.3%	137	3.0%	127	-7.3%

注1：各年10月末現在。

注2：本表の産業別のデータは、日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

〔参考-3〕 外国人雇用事業所数（事業所規模別）

（単位：所）

	令和元年		令和2年		令和3年	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
事業所総数	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%
30 人 未 満	356	12.7%	353	-0.8%	341	-3.4%
30 ～ 99 人	177	7.9%	184	4.0%	175	-4.9%
100 ～ 499 人	101	11.0%	105	4.0%	107	1.9%
500 人 以 上	22	-4.3%	21	-4.5%	21	0.0%
不 明	17	21.4%	53	211.8%	66	24.5%

注：各年10月末現在。

〔参考-4〕 外国人労働者数（国籍別）

（単位：人）

	令和元年		令和2年		令和3年	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
外国人労働者総数	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%
中国（香港、マカオを含む）	679	-0.7%	655	-3.5%	539	-17.7%
韓国	89	11.3%	84	-5.6%	69	-17.9%
フィリピン	403	8.9%	416	3.2%	420	1.0%
ベトナム	1,234	24.4%	1,340	8.6%	1,239	-7.5%
ネパール	24	242.9%	37	54.2%	58	56.8%
インドネシア	176	10.7%	180	2.3%	135	-25.0%
ブラジル	19	58.3%	16	-15.8%	16	0.0%
ペルー	3	0.0%	2	-33.3%	2	0.0%
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	170	3.0%	152	-10.6%	154	1.3%
うちアメリカ	89	6.0%	79	-11.2%	86	8.9%
うちイギリス	18	38.5%	17	-5.6%	14	-17.6%
その他	324	14.5%	368	13.6%	336	-8.7%

注：各年10月末現在。

〔参考-5〕外国人労働者数（在留資格別）

（単位：人）

	令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率
外国人労働者総数	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%
専門的・技術的分野	382	9.1%	409	7.1%	431	5.4%
うち技術・人文知識・国際業務	171	8.9%	191	11.7%	210	9.9%
特定活動	91	33.8%	84	-7.7%	88	4.8%
技能実習	1,714	12.8%	1,776	3.6%	1,493	-15.9%
資格外活動	254	35.1%	287	13.0%	261	-9.1%
うち留学	231	35.9%	260	12.6%	236	-9.2%
身分に基づく在留資格	679	7.8%	694	2.2%	695	0.1%
うち永住者	465	7.9%	478	2.8%	476	-0.4%
うち日本人の配偶者	160	6.7%	163	1.9%	165	1.2%
うち永住者の配偶者	8	60.0%	5	-37.5%	5	0.0%
うち定住者	46	4.5%	48	4.3%	49	2.1%
不明	1	0.0%	0	-100.0%	0	0.0%

注1：各年10月末現在。

注2：在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。

〔参考-6〕 外国人労働者数（産業別）

（単位：所）

	令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率
外国人労働者総数	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%
建設業	152	56.7%	179	17.8%	161	-10.1%
製造業	1,623	8.6%	1,670	2.9%	1,484	-11.1%
情報通信業	36	5.9%	38	5.6%	37	-2.6%
卸売業、小売業	209	44.1%	275	31.6%	262	-4.7%
宿泊業、飲食サービス業	177	25.5%	176	-0.6%	207	17.6%
教育、学習支援業	220	16.4%	221	0.5%	171	-22.6%
医療、福祉	87	38.1%	102	17.2%	113	10.8%
サービス業（他に分類されないもの）	164	18.8%	160	-2.4%	150	-6.3%
その他	453	0.0%	429	-5.3%	383	-10.7%

注1：各年10月末現在。

注2：本表の産業別のデータは、日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

〔参考-7〕地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）

（単位：人）

		令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率
特 定 技 能 計		5	-	25	400.0%	42	68.0%
特定産業分野（注2）	介 護	0	-	0	-	1	0.0%
	ビ ル ク リ ー ニ ン グ	0	-	0	-	0	-
	素 形 材 産 業	0	-	0	-	0	-
	産 業 機 械 製 造 業	0	-	0	-	0	-
	電 気 ・ 電 子 情 報 関 連 産 業	0	-	1	0.0%	1	0.0%
	建 設	0	-	1	0.0%	1	0.0%
	造 船 ・ 舶 用 工 業	0	-	0	-	0	-
	自 動 車 整 備	0	-	0	-	0	-
	航 空	0	-	0	-	0	-
	宿 泊	0	-	0	-	1	0.0%
	農 業	0	-	0	-	3	0.0%
	漁 業	0	-	1	0.0%	1	0.0%
	飲 食 料 品 製 造 業	5	-	20	300.0%	32	60.0%
	外 食 業	0	-	2	0.0%	2	0.0%

注1：各年10月末現在。

注2：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の卜欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）

において定められた14分野をいう。